

令和3年11月9日

保護者の皆様

インフルエンザによる出席停止に関する手続きについて

呉市立昭和北小学校長

平素より本校の教育推進に、ご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、先日配付したほけんだよりにも書かせていただきましたが、児童生徒がインフルエンザにより出席停止となった後、回復して登校する場合には、令和3年1月1日から、医療機関による「治癒証明書」に代わり、別紙「インフルエンザ罹患証明書」（「インフルエンザ経過報告書」）の提出をお願いしております。

これは、「治癒証明書」取得のために再度医療機関を受診することが必要となり、他の感染症に罹患するリスクがあることや、保護者の皆様のご負担になる等の理由から、呉市医師会や呉市PTA連合会等のご意見を踏まえながら検討された結果、呉市教育委員会学校安全課から、手続きの変更について通知があったものです。

つきましては、インフルエンザを疑う症状により受診される場合には、ほけんだよりと一緒に配付しました記入例を参考に「罹患証明書」を作成した上で受診していただくとともに、インフルエンザ経過報告書に必要事項を記入（押印）していただき、回復して登校する際に学校に提出していただきますようお願いいたします。

また、「罹患証明書」につきましては、呉市ホームページからもダウンロードすることができますので、必要な場合にはご活用ください。

なお、他の感染症についてはこれまでどおり治癒証明書のご提出をお願いいたします。

<参考> 「呉市ホームページ」

<https://www.city.kure.lg.jp/soshiki/63/infuru-rikansyoumei.html>